

平成19年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成20年1月18日)

1 日 時

平成20年1月18日（金）

午後 1時30分 開会

午後 4時15分 閉会

2 場 所

ふくしま中町会館 5F 研修室

3 議 事

- (1) 大気常時監視測定局の配置計画について
- (2) 水質環境基準の水域類型指定の見直しについて
- (3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

4 出席委員

稲森悠平 中井勝己 中村玄正 羽田博子 引地宏 福島哲仁 堀金洋子 湯田雄二
和田佳代子 渡部チイ子 木村光政（佐藤俊彦委員の代理）

以上11名（3名欠席）

5 事務局出席職員

（県民環境総務領域）

大谷 生活環境部企画主幹 ほか

（環境保全領域）

三瓶 環境保全領域総括参事

井澤 大気環境グループ参事

長澤 水環境グループ参事 ほか

6 議事内容

(1) 開会（司会） 大谷生活環境部企画主幹

(2) 引地議長（第2部会長）から、本日審議される3議題は、昨年11月30日の全体会で審議が付託されたものであること、また全体会では、福島県環境審議会条例第8条第8項の規定により、本部会の決議をもって審議会の決議とすることが委員より了承されたことが確認された。

次に、議事録署名人に堀金洋子委員と渡部チイ子委員を指名することが提案され、委員から了承された。

(3) 議事の第一「大気常時監視測定局の配置計画について」

事務局（井澤大気環境グループ参事）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答》

（渡部委員）

今の説明を受け、原町や新地、広野の火力発電所の現況を監視するために設置されていたものが、大気汚染の濃度が低くなったり、発電所の影響が少ないという考えのもとに統合されたり、廃止されたりすることがわかった。しかし、現実に火力発電所は存続し、火力発電所そのものも年々老朽化していく。そういった中で、将来どうなるのかという心配がある。それと同時に監視する測定局が多ければ多いほど正確なデータが得られるということもあるので、できるならば、安易に統合したり廃止するという方向ではなく、将来を見通して存続していくような方向での検討をお願いしたい。

私は南相馬市の小高区に今住んでいるが、この小高区よりちょっと北側に原町の大甕というところがあり、マスコミでも騒がれているが、そこに産業廃棄物処理場が作られるという計画があり、地元の住民の方々は生活環境が大変悪化するのではないかとということで、住民の反対運動も盛り上がっている。このような地域で、測定局が統廃合されることにな

ると、産業廃棄物処分場ができたときに、正確なデータを使用することができないと考える。特に小高が今度光化学スモッグを監視するだけの機能になっていくという説明があったので、そのことに関しても不安を覚えている。その辺りの配慮も願う。

(井澤大気環境グループ参事)

まず、火力発電所の影響を監視する目的で、今まで設置していたが、先ほど説明したように、例えば、新地発電所だと平成6年から設置されている。もう10年以上測定を続けている。それから、原町火力発電所についても10年以上測定して、その結果については、先ほどグラフで示したとおりであるが、このように非常に低い濃度で推移しているため、配置計画案の監視で十分対応できるのではないかと考え、こういった計画を作成した。

発電所については、老朽化で心配だということと将来的にはどうかという話しだったが、先ほど説明したように、原町火力発電所についても新地発電所についても、1号機2号機の100万kWの石炭火発が2機ずつあるが、そこから排出される排出ガスについて、それぞれ測定機を設け、24時間テレメータシステムでデータを送ってもらって監視をしている。当然協定も結んでいるし、排出される濃度についても監視しているので、そのへんを抑えておけば、今までの十数年のデータ等を加味し、これで十分と考えている。

それから、産業廃棄物処分場の大甕地区の話については、まだどういう状況かわからないが、基準に合致したものを設置すると聞いている。この計画の中では、その影響を監視することを組み入れてはいない。

(引地議長)

火力発電所は石炭を使っているため、窒素分が多く、窒素酸化物になってしまう。しかし、排出基準が厳しくなっている。私も会社を何度か見学しているが、いかにして削減していくか、例えば2段階燃焼をすることによって、排出される窒素酸化物の排出量が増えないようにいろいろ工夫されているようである。そのため、それほど高い濃度にはなりにくいようになっていると説明を受けた。

産業廃棄物処分場については、今後、目を向けていく必要があると思う。

(和田委員)

常時監視測定局の再配置について、統廃合される測定局があるが、これまで長年にわたって蓄積されてきたデータがあると思う。常時監視は無理にしても、移動局などの形態で、年に数回測定し、継続していくことはできないか。

(井澤大気環境グループ参事)

移動測定ができないかという話だったが、現在、県には移動測定車というものが1台ある。必要に応じて、測定することは可能である。一昨年、南会津でも測定したこともある。ただし、予算との兼ね合いもあるので、常時頻繁に移動測定車で測定できるかどうかについては、いろいろ検討したいと思う。大気汚染の状況が変化したり、大気汚染緊急時に測定することは可能である。

(引地議長)

特に新しい事業所ができたとか、大気汚染物質が広がっていきそうだという場合には、移動測定車で測定することが可能なわけである。いわき市でも市民からいろいろな要望が出ると、移動測定車を移動して測定をしていた。常時ということは無理でも、何度か測定することは可能じゃないかと思う。

(羽田委員)

一つの測定局のランニングコストを教えて欲しい。

(井澤大気環境グループ参事)

測定局を維持するためには、まず電気代がかかる。その他に、測定機器を24時間1年間動かすので、どうしてもメンテナンス、つまり、保守点検が必要になる。データはNTT回線で環境センターに収集しているが、そのデータのバックアップをする意味で記録紙が必要であるし、フィルター等の交換も必要になる。そういった必要な経費を足すと、測定局によっても幅があるが、あくまで概算で1局当たり年間だいたい百万円から百数十万円くらいかかるというのが現状である。

(羽田委員)

測定局の大小によって、かなり金額が変わるのか。

(井澤大気環境グループ参事)

測定局の大きさではなく、中に設置している測定機器の数によって金額が変わる。先ほど説明したように、多くの項目を測定している局とそうでない局があり、測定機器が多ければ多いほどメンテナンス費用がかかる。

(羽田委員)

廃止すれば、財政的にもゆとりが出ることがわかった。

測定局を配置する際に、火力発電所の影響について監視することが必要だという考えから配置したのか。

(井澤大気環境グループ参事)

今まで整備してきたのが昭和40年代からであり、大気汚染の状況が今と違って非常に問題になっていた。それを監視をする目的で、小名浜を中心に測定局を配置してきた。その後、火力発電所が設置されると、その影響を監視するために、その周辺に測定局を配置し監視を続けてきた。そのような経緯で、監視網を整備してきた。

(羽田委員)

参考資料1-1の3ページを見ると、ずいぶん発電所の規模に差があると思われる。例えば、出力だと最大で100万kWから最小で17.5万kWまでである。

(井澤大気環境グループ参事)

一概には言えないのだが、使用する燃料によっても排出の負荷量というのが変わる。規模でいうと原町火力発電所と新地発電所がほぼ同じである。広野火力発電所の5号機は石炭を燃料にし、それ以外については原油や重油などの油を燃料にしている。それぞれ硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量が変わるが、ばい煙脱硫装置やばいじん処理装置などの除害設備を設けているので、排ガス中の大気汚染物質濃度は燃料が異なっても大きな変化はない。

(羽田委員)

素朴な質問だが、使用後の石炭を処理するコストはどのくらいか。

(井澤大気環境グループ参事)

コストは分からないが、火力発電所の場合、油を使用すれば、ばいじんはあまり出ないが、石炭の方はばいじん、つまり、すすが多く出るので、集じん機によって捕集し、処分が必要になる。燃料の値段や必要な設備などによってコストは変わってくると思われる。そういったデータがないので、相対的にどちらの方がコストがかかるかは分からない。

(羽田委員)

これから原油が高くなるなど、状況が変わってくると思うので、相対的なコストの計算が必要になってくるのではないか。

(井澤大気環境グループ参事)

それは、どちらかという発電する側の話だと思う。今、国内で新たに火力発電所を設置する場合は、油だけではなく、石炭を使用するような方向になっているようである。

(羽田委員)

やはり、将来的な観点から、後の処理も考えた対応というのを今の段階から考えた方が

いいのではないかと思います、私は質問した。

(井澤大気環境グループ参事)

それはやはり、発電所側が火力発電所を設置するときにいろいろ検討しているのではないかと思います。それを監視する立場とすれば、どういった施設に対して監視を行うかということになるので、また別な話になるかと思う。

(羽田委員)

しかし、県民感情からすれば、今まで配置した測定局をこれだけ廃止するので、県の行政がそんなに後戻りしていいのかというのがみんなの素朴な意見だと思う。やはり、そういうことをなくするためには、設置する段階で、かなり後の方まで見通したような計画が必要なのではないかと思う。

(引地議長)

いろいろ意見出たが、事業者はやはり、重油を燃やすか石炭を燃やすかというのは、経済的な面も考慮して行っていると思う。ただ、排出規制というのが厳しくなっているので、石炭を燃やす場合にはどういう排ガス処理を行わなければならないとか、重油とどういう違いがでてくるかとか、そういうことを考えて取り組んでいると思う。そのため、排ガス中の大気汚染物質の濃度がオーバーした場合には厳しく規制していくということでよいのではないかと思う。

(羽田委員)

でも、やはり、先ほど地元の方が一番心配していらっしゃるということがあったので、今後の問題としてはそういう部分も考慮した方がよいと思う。

(中村委員)

配置計画案については、説明していただいたので、だいたい納得した。これで進めてよろしいかと思う。ただ一件、光化学オキシダントについて、資料1-1では環境基準を達成していないような状況であるが、他県でもそのような状況なのか。このように環境基準が達成しないのは、光化学オキシダントの環境基準の設定条件に問題があるのか、もしくは、光化学オキシダントの濃度が高くなっているのか、それについて御説明願う。

(井澤大気環境グループ参事)

光化学オキシダントについては、環境基準をほとんど達成できていない状況だが、これは全国的な状況である。全国平均をみると、1985年から2004年の20年間で約0.005ppmつまり約5ppb濃度が高くなっているような傾向があり、全国的に濃度が高くなっている。ま

た、北半球、東アジアというようなレベルでも濃度が高くなっている状況である。

(引地議長)

光化学オキシダント濃度がなかなか低くなりにくいというのは、事業所と自動車から排出される窒素酸化物に原因があるようだ。特に最近では、事業所よりも自動車からの排ガスの影響が大きいのではないと言われるようになってきている。そのため、交通量なども考慮した対策も行わないと、光化学オキシダント濃度はなかなか低くなっていかないような気がする。硫黄酸化物濃度はかなり低くなったのだが、窒素酸化物濃度は停滞してしまっただけで、そういう点が厳しいという感じがする。国でディーゼルエンジンの自動車の規制を行ったり、ディーゼルエンジンの自動車の改良もなされてきているので、排ガスは良くなってくるとは思うが、光化学オキシダント濃度が低くなるには、もう少し時間がかかるのかもしれない。

(堀金委員)

私は、この事務局の案の説明を受け、本当に効率的、そしてある程度将来を見通しながら動いているということで、この案でよろしいかと思う。ただし、この前も話したが、継続される測定局の中に設置年が昭和 54 年のものがある。つまり、約 30 年間同じ場所で測定していることになる。その測定局が設置された当時の状況と現在の状況とを比較したうえで、継続することを決定するのであれば良いと思う。予算との兼ね合いもあるかと思うが、地域によっては工場が変わっている地域もあると思うので、継続される測定局がある各地域の実態というのをよく反芻しながら、将来の展望に立って動いていった方がいいかと思う。単に継続ということではなく、中身の検討も踏まえてやって欲しいと思う。なお、新設局が 4 局あるが、用途地域が空欄になっている。これは決定になってからということで、場所は未定なのか。

(井澤大気環境グループ参事)

具体的な設置場所はこれからということになる。

以上で質疑等は終了し、議長から、事務局案の修正につながる意見は出されなかったことから、事務局案を了承したいとの提案があった。

提案に対して、委員から異議はなく、了承された。

(4) 議事の第二「水質環境基準の水域類型指定の見直しについて」

事務局（長澤水環境グループ参事）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のよう
な質疑等があった。

《質疑応答》

（稲森委員）

小泉川の放流先の松川浦はどのような水域なのか。

（長澤水環境グループ参事）

松川浦は閉鎖性、汽水域の湾で、水深は概ね3，4mと浅い。水域の利用としては
ノリの養殖、アサリの潮干狩りなどが挙げられる。ノリの養殖などの影響もあると思
われるが、水質は閉鎖性水域としては良い方である。

（稲森委員）

資料の19ページに処理人口が掲載されているが、汲み取り人口が減って水洗化人
口が増えると、窒素、りん
の負荷量が増えるので、環境対策にあたっては念頭におい
ていただきたい。

また、将来、単独浄化槽が減っていく予測となっているが、これは浄化槽そのもの
の使用がなくなるという予測なのか、それとも別な技術に転換されていくというこ
事なのか。

（長澤水環境グループ参事）

単独浄化槽については、制度上、新設は出来ない
ので、徐々に下水道への切り替え
や通常の（窒素・りん除去型ではない）合併浄化槽に転換して
いくと予測している。

（稲森委員）

真野川の資料の21ページをみると、汲み取り人口が18年度に比べ23年度に増
加する予測となっているが、これは正しいのか。

（長澤水環境グループ参事）

この数値は南相馬市の生活排水処理施設整備計画に基づくものである。流域の人口
が18年度に比べ23年度は25%程度増加する計画となっており、市に確認し、そ
のまま使用したものである。

(稲森委員)

小泉川は松川浦へ、真野川や小高川は海域へ放流される。海域への窒素・リンの排出は内湾・閉鎖性でなければ問題ないと思うが、松川浦の流域は生活排水の負荷が多い。今回の資料についてどうこう言うわけではないが、富栄養化の影響についても今後考えられてはどうか。

(長澤水環境グループ参事)

なお、松川浦流域である相馬市の下水処理場の放流先は松川浦の流域ではなく、松川浦の北側の外洋に出すよう配慮されているところである。

(稲森委員)

下水道以外の負荷もあるのではないか。あるのであれば配慮願いたい。

(長澤水環境グループ参事)

了承した。

(中村委員)

今の質問と関連するが、小泉川の資料中、相馬市下水処理場の放流先が地蔵川となっているが、これは資料5ページの流域図でいうとどの位置になるか。

(長澤水環境グループ参事)

流域図の上端の切れている部分のさらに上、図の上端に相馬港湾の記載があるが、この上の部分を地蔵川が流れている。

(中村委員)

下水処理場はどの位置になるか。

(長澤水環境グループ参事)

処理場も同様である。図の上端のさらに上、相馬中核工業団地の端にある。

(中村委員)

そこまで下水管で汚水を持って行って処理場で処理しているということか。

(長澤水環境グループ参事)

そのとおりである。

(稲森委員)

今回の議事とは関係ないが、福島県の河川の窒素・リン濃度には高いところあれば低いところもあると思うが、閉鎖性水域への流入ということを考えて（富栄養化の）対策をお願いしたい。

(引地議長)

河川の汚濁ということでは、単独浄化槽から合併浄化槽や下水道へ切り替えることが重要であるが、なかなか進まないという問題がある。市町村による補助金といったメニューはあるが、実際は単独浄化槽を老朽化するまで使い続ける人が多いのではないかと。県としてはこの問題についてどう考えているのか。

(三瓶環境保全領域総括参事)

単独浄化槽については新規の設置ができないことになっているが、新たに個人が合併浄化槽を設置するとなると、議長御指摘のとおり、経済的な負担がかかるため切り替えが進まないといった問題がある。一方、市町村設置型の浄化槽に個人が接続すれば、個人の経済的な負担はかなり低減することになる。

このため、県では個人、市町村設置型合わせて浄化槽設置のために5億円の補助を行い、中でも市町村設置型の浄化槽の普及促進を目指しているが、全60市町村のうち、半分程度の市町村に普及したのみで、なかなか進んではいないのが現状である。

(稲森委員)

市町村設置型の浄化槽も含め、浄化槽には非常に大きな問題がある。ユーザーに知識がないため、設置する浄化槽の機種選定は設置する業者が行っている。そうすると、業者は利ざやを稼ぐために、排水の水質があまり良くない、グレードの低い機種を選定することが実際に起こっていると聞く。市町村設置型の場合は担当部局がきちんと注意して機種選定のルールを作らないといけないと思う。

(三瓶環境保全領域総括参事)

貴重な御意見として承りたい。

(福島委員)

環境基準の大腸菌群数と水道水質基準の大腸菌で整合がとれていないことや、大腸菌群数にはふん便由来でなく、土壌由来の細菌が含まれているといった話が出たが、全国的に見て、動物のふん便に由来して、つまり畜産や農業に由来して大腸菌群数が高くなっているところはあるのか。

(長澤水環境グループ参事)

全ての地点で大腸菌と大腸菌群数を並列に測っているわけではないが、今年度の猪苗代湖の測定では、大腸菌としては0なのだが大腸菌群数としては2,200(MPN/100ml)

あり、環境基準を超過する結果となった。猪苗代湖については来年度、並列に測定するなど、何故大腸菌群数が高くなるのか原因を解明したいと考えているが、ほとんどの環境中では、ふん便性のものは少なく、土壌由来のものが多いと言われており、他県の状況も概ねそのとおりと考える。

(堀金委員)

大腸菌群数は必ずしもふん便に由来するものではないということは理解したが、資料を見ると、3河川全てで大腸菌群数が基準を超えているとされている。「大腸菌」という文字を見るとやはり印象は良くない。大腸菌群数は基準を超えているが、それにも係わらず上位の類型に見直すという、その辺りの記述をもう少し工夫できないのか。

(羽田委員)

市民の感覚としては同感だ。一般の人も理解できるような記述が必要だと思う。先程の資料の説明の中で、国に項目の見直しを要望しているという話も出たが、国の基準がそう簡単に変わるのか疑問に感じる。大腸菌群数はふん便汚染の指標として適当ではないと言われても、急には理解しがたい。

(長澤水環境グループ参事)

平成18年度の全国の公共用水域の測定結果によると、河川では8割以上達成されていない。大腸菌群数が設定された当時は大腸菌の分析方法が確立していなかったもので、とりあえず大腸菌群数を環境基準項目にせざるを得なかった。しかし現在は分析技術が確立されているわけであるから、指標を見直す時期に来ているのではないかということであり、環境省に対しても、早く直してくれるよう要請しているところである。

(羽田委員)

特に今の若い世代は清潔志向というか、「細菌」と聞くと一様に除菌・滅菌しなければならないと考える傾向が強いと聞く。これからの時代はこれらの人々へも通じる説明を心がける必要があると思う。

(稲森委員)

私は大腸菌群数と水浴場の評価に用いられるふん便性大腸菌群数が全く別のものと理解している。その辺りを踏まえた上で水道水質基準の話がされれば、より理解されるのではないかと。

(引地議長)

上水道に利用される河川では、大腸菌がいくらで、大腸菌群数がいくらと、測定結果を併記することが必要なのではないか。将来的には一本化されるのかもしれないが、現段階ではそのように併記せざるをえないのではないか。そうすれば少しは一般市民にも分かりやすくなると思う。

(中村委員)

類型指定の見直しについては事務局案のとおりで支障ないと思うが、一点確認したい。

小高川の資料では、水域の境界については大江橋を善丁橋に改め、環境基準地点についてはハツカラ橋のままとしているが、環境基準地点についても善丁橋に改めなくて良いのか、それとも資料のとおり（ハツカラ橋のまま）で良いのか。

(長澤水環境グループ参事)

指定当時、大江橋を境に上流と下流に水域を区切っていたが、大江橋はなくなってしまった。現在の善丁橋のある場所が大江橋のあった場所とほぼ同一であることから、水域の境界の名称を大江橋から善丁橋に改めたいと考えている。

環境基準地点については、負荷量の大きくなる、下流側に設置すべきであることから、これまでどおり、水域の最下流に位置するハツカラ橋のまま、変更しないこととしたい。

以上で質疑等は終了し、議長から、事務局案の修正につながる意見は出されなかったことから、事務局案を了承したいとの提案があった。

提案に対して、委員から異議はなく、了承された。

(5) 議事の第三「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について」

事務局（志田水環境グループ主任主査）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答》

(稲森委員)

水質環境基準のあてはめ方は資料中に書いてあるが、そこに低温域を好む生物の水域と高温域を好む生物の水域と生物特 A が記載されており、どれも同じ基準値である。生物 A と生物特 A の区分、生物 A と生物 B の区分の判断基準はどのようになっているのか。例えば、イワナが存在するという事は低温域を好む水域ということであるが、河川がきれいになればまた戻ってくる可能性があると思われるが。

(志田水環境グループ主任主査)

生物 A と生物特 A の違いであるが、これは適応性の違いということで生物特 A については、繁殖とか幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域ということである。特 A については、あるポイント、ポイントで指定するのではなく、水域として保全の必要があるかを判断して指定すべきということであった。

(稲森委員)

意味は分かる。生物がいるということは、ちゃんとそこで生活が行われているからいるということである。生物 A と生物 B に属する生物がかぶっていることから、その切り分けはどうするのか。

(志田水環境グループ主任主査)

環境省が類型をあてはめした時の資料には、本来であれば、生物がいるかいないかで類型をあてはめるのではなく、この水域がどのような水域であるべきかということであてはめるべきところであるが、実情としては現況の水温環境を踏まえたものになっているとのことから、県も現在の河川の状況を踏まえた区分としている。

(稲森委員)

たぶん区分の方法は曖昧だと思う。生物 A と生物特 A は、どちらの方が基準は厳しいのか。

(志田水環境グループ主任主査)

特 A の方が厳しい。

(稲森委員)

では、資料 3-1 1 ページの表中の生物特 A の方が生物 A よりも上段にくるはずだと思うが。

(志田水環境グループ主任主査)

この表は、環境省が示している環境基準の告示のとおり記載している。

(稲森委員)

低温域を好む生物の水域と高温域を好む生物の水域は、現在その水域にはどういった生物が生息しているのかということで切り分けているとのことであるが、今後水質が改善されていけば、イナワなども棲むようになるのかなと思ったので質問した。

(長澤水環境グループ参事)

生物の生息については非常に難しく、悩むところである。

魚がいるということは放流され生き延びて死ぬだけではなく、必ず種の世代交代があるので繁殖場があるはずであるが、どこからどこまでが繁殖場でどんな実態なのかが分からない。今、先生がおっしゃるように（資料 3-1 1 ページの表中では）生物特 A が一番上段で、（次段に）生物 A というような形で環境省もまとめればよかったのだが、実態がわからない状態なので、まず（類型指定する際は）生物 A か生物 B かを判断すべきであるということ暗に指しているのではないかと思う。また、必ず世代交代はしているのでその繁殖場があるわけだが、そこは明らかに繁殖している場合に指定すべきということだと思っている。しかし、我々もその辺の部分がはっきりしていないわけで、御理解いただければと思う。

(稲森委員)

実際に自分が類型をあてはめる際にどうするかと考えると、もっと調査を十分に行わないと分からないと思う。失礼であるが、あてはめ時に行った調査では不十分ではないか。

(長澤水環境グループ参事)

調査等には非常にお金もかかっている。魚類の採捕ではスポット的に投網や電気ショックを使用して調査するが、ある時期の、ある瞬間的な部分の調査結果なので、本当に実態を把握しているかどうかは不安なところもある。ただ調査というのは数限りなくやれば詳細に分かるかもしれないが、予算ということから考えるとこの程度の調査が限界であるが、大まかな実態を把握したということで御理解いただければと思う。

(引地議長)

確かに魚は移動する生物である。例えば、サケは海から川に遡って卵を産み、稚魚などはまた海へ戻っていくので、時期によって居場所が変わる。だから、どういう時期に見ているか、魚の種類によっても違うので、植物とは違って非常に調査が難しい。ちょっと大変かなと思う。大まかに見て、生物 A か生物 B かのどちらになるのかという気がする。

(中村委員)

おおよそ、この類型指定はこれでよいと思う。ただ稲森先生、引地先生も御認識だと思うが、いわゆる学究レベルでの話と行政で考えなければならないレベルは、いろんな面で違っているところがある。先ほどの大腸菌群の話、窒素・りんの話、それから今回の魚の話にしても、学究レベルで自然現象をきちんと把握しなければならない部分と、それを行政の上で、県民等に理解していただく方向での基準づくりなどで話は違ってくる。学究としては常に真理、原理、原則というものを守りながら、行政は可能な範囲でどうやっていくかということだと思う。参事も色々御経験もお持ちの上で、さらに行政の立場と苦しいところもあろうかと思うが、基本的には類型指定の考え方はおおむねよく現状を見ながら指定しているということで、よい方向へ向かっているように感じている。

(掘金委員)

この指定はこれでいいと思う。直接関係はないが、千五沢ダムの測定項目において COD 等環境基準値をすべて超過しているのはよいことではないので、まわりの市町村への配慮や行政としての対策をきちんとやっていただき、早急に改善するように努力していただきたいと要望する。

(長澤水環境グループ参事)

我々も千五沢ダムの COD 等が環境基準値を超過している状況を非常に真剣に受け止めているところである。補足的な調査をしながら、具体的に何をどうするのかということ事務局の方で検討しており、ある程度庁内での方向が決まれば、またいろんな形で御相談する機会があると思う。

三春ダムについては、現在、生活環境基準そのものが設定されていないため、環境基準設定すべきだということで、内部調整を凶っているところである。その内部調整後、環境基準の設定について御相談していきたいと考えており、一步一步ではあるが、

前向きに取り組んでいきたい。

(引地議長)

ダムについては、だいぶ前に川づくりの審議会に加わったことがある。魚の上れる川づくりということで、ダムを造る場合に段差の大きいダムが造られたことにより、魚が上れなくなってしまったので、ダムの脇に魚も上れる段差を作ったり、段差を小さくして魚も上れるようにしたりするといった川の構造を考慮した川づくりというのも大切だと思う。

(稲森委員)

参考までに一例を挙げると、水戸にある那珂川には水門がついている。その水門を閉めると、別の町にあるある池の水がひたひたになり、水門を開けるとその池の水が干からびるとのこと。水門を開けると鮭が川を遡ってきて、今までなかった鮭のふ化がおこるようになり、水門を閉めて池の水を保全したいという地域と水門を開けて鮭のふ化を保全したいという地域で、論争がおこってしまったということである。

以上で質疑等は終了し、議長から、事務局案の修正につながる意見は出されなかったことから、事務局案を了承したいとの提案があった。

提案に対して、委員から異議はなく、了承された。

その後、議長より、本日の3つの議題については、福島県環境審議会条例第8条第8項の規定により、部会の審議結果をもって審議会の答申とすることが確認され、議事を終了した。

(6) その他

(三瓶環境保全領域総括参事)

熱心な御審議をいただき感謝申し上げます。

なお、本日諮問した議題のうち、「水質環境基準の水域類型指定の見直し」及び「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定」については、審議会の答申を受け、県報で告示する予定としている。

(大谷生活環境部企画主幹)

なお、2月13日(水)に、「水質測定計画」を審議するための、環境審議会(全体会)を開催する予定であるのでお知らせする。

(7) 閉会(司会) 大谷生活環境部企画主幹